

日本ボーイスカウト宮城県連盟仙台第1団 会則

第1章 総則

(名称・本部及び事務局)

第1条

1. 当団は、「日本ボーイスカウト宮城県連盟仙台第1団」と称する。(以下、「団」と言う。)
2. 団本部及び事務局を、仙台市に置く。

(目的・モットー)

第2条

1. 団は、ボーイスカウト日本連盟の定める教育規定に基づいた活動を通じて、ボーイスカウト運動の普及と、スカウトの優れた人格の形成並びに健全な育成に寄与することを目的とする。
2. 団のモットーは、「人を愛し、物を愛し、自然を愛す」とする。

(維持団体)

第3条

1. 団は、団育成会によって維持される。

第2章 組織

(育成会)

第4条

1. 育成会は、スカウトの保護者及び団の活動に理解のあるもので構成し、団の運営と教育に必要な施設及び経費の負担を負う。
2. 育成会に、会長、会計、監事及び幹事の役員を置く。
3. 役員任期は1年とし、再任を妨げない。
4. 育成会は、総会及び役員会を開催し、それぞれ会長が招集する。
5. 総会は、年に1回以上開催し、事業及び会計・監査の報告と、事業計画及び予算の審議並びに役員選出等を行う。
6. 役員会は、随時、必要に応じて開催する。
7. 会長に事故があったときは、団委員長が代行する。

(団委員会)

第5条

1. 各隊の調整、施設及び環境の整備など、各隊の活動を支援するため、団委員会を置く。
2. 団委員は、会員の中から選出し、育成会長が委嘱する。
3. 団委員会に、団委員長、副団委員長、事務局を置き、団委員の互選により選出する。
4. 団委員長は、団委員会を招集し、議長となる。
5. 団委員長に事故があったときは、副団委員長が代行する。
6. 団委員会に、野営行事、組織安全、広報・普及の各委員会を置く。
7. 団委員会は、育成会長、団委員長、副団委員長、団委員、各委員会委員長、各隊委員長及び事務局で構成する。
8. 団委員任期は1年とし、再任を妨げない。

(団委員会の役割)

第6条

1. 団委員会は、次の役割を担う。

- (1) 隊指導者の選任と養成について責任を持ち、隊指導者の任務を果たすこと及び訓練への参加を支援する。
- (2) 各隊の隊長、副長の任命を行う。
- (3) カブスカウト隊及びボーイスカウト隊隊長が任命する副長補の承認を行う。
- (4) ビーバースカウト隊隊長が推薦する補助者、及びカブスカウト隊・ボーイスカウト隊・ベンチャースカウト隊隊長が推薦するインストラクターの承認を行う。
- (5) カブスカウト隊隊長と保護者の協議に基づいたデンリーダーの委嘱を行う。
- (6) ボーイスカウト運動の普及に努める。
- (7) 会議の出席者は、育成会長、団委員長、副団委員長、団委員、各委員会委員長、各隊委員長及び事務局とする。
- (8) 会議は、奇数月の第3木曜日に開催し、その他必要に応じて開催することができる。
- (9) スカウト及び指導者の入退団を管理し、団の加盟登録について責任を持つ。

(団会議)

第7条

1. 団会議は、スカウトの健康と安全に留意し、スカウトの進歩の促進を図る。
2. 団委員長は、各隊の教育訓練及び活動プログラムの調整を協議するため、会議を招集する。
3. 団会議の出席者は、団委員長、副団委員長、各隊隊長・副長及び事務局とする。
4. 団会議は、毎月第2木曜日に開催し、その他必要に応じて開催することができる。

第3章 会計

(収入)

第8条

1. 団の経費は、育成会費、寄付金及び賛助会費等の収入を充てる。
2. 育成会費は、総会で決定する。
3. 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとし、育成会総会にて決算報告を行い、承認を得ると共に新年度予算についても承認を得る。

(支出)

第9条

1. 団の経費は次のとおりとする。なお各隊の活動費は各隊において経理する。
 - (1) 日本連盟及び宮城県連盟の登録料・保険料
 - (2) 団及び育成会の、維持・運営に要する経費
 - (3) スカウト及び会員の慶弔に関する経費
 - (4) その他、団委員会が必要と認めた経費

第4章 その他

(細則)

第10条

1. 団の運営については、本会則に定めのある場合を除き、日本連盟の教育規定を準用する。
2. 本会則に定めがない事項については、団委員会で行うことができる。

(付則)

第11条

1. この会則は、2019年4月7日から施行する。